

1 構造設備（条例別表第2）

- (1) 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を保管することができる設備を設けること。
- (2) 個室の有効面積は、おおむね8.25平方メートル以上とすること。
- (3) 個室の出入口は、幅0.9メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口の扉等は、適当な位置に内部を見通すことのできる窓を設け、かぎを付けないこと。
- (4) 個室内の照明は、一つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。
- (5) 待合室は、適当な広さのものを設けること。
- (6) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する個室がある階ごとに、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 別表第1の1の(1)、(6)及び(13)に掲げる基準に適合すること。

【別表第1】

- (1) 入浴施設内の換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造又は設備を有すること。
- (6) 洗い場及びその排水溝は、汚水を滞留させない構造であること。
- (13) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。